



法的な猶予と
実質的な猶予

Q 期限内に一括納付できないため相談をしたい。

A 国税当局は、納税者から納付相談があった場合、納税者個々の実情に即して法令等に基づき

納付相談で法的な猶予を検討 実情により実質的な猶予の場合も

にするおそれがあり、また納税について誠実な意思を有しているなど猶予の要件に該当する場合は、納期限から6月以内に申請書を提出して審査等の結果「換価の猶予」による計画的分割納付をすることができま

2 職権による換価の猶予

換価の猶予の要件に該当するものの、納期限から6月を超えているなど申請ができない場合は、納税者の実情に即して職権で換価の猶予を検討します。その場合には、分割納付計画書や財産収支状況書等の提出が求められます。

3 納税の猶予

納税者が震災等により相当の損失を受けたとき、又は盗難、病気、事業の廃止・休止などによる他、納付すべき税額の確定が遅延したことにより税額を一時に納付することができない場

合は、納税者からの申請より納税の猶予の適用を受けることができます。

4 実質的な猶予

納付すべき国税を3月以内又は6月以内に納付できるなどの場合は、分割納付期間中に新しく滞納を発生させないことを条件に、納付誓約や先日付小切手等の納付委託による分割納付をすることが出来ます。

(1) 納付誓約書

概ね3月以内の分割納付計画かつ確実に納付が見込まれる場合、「納付誓約書」を提出して分割納付する猶予も可能とされています。

(2) 納付委託

国税の納付について誠実な意思を有し、かつ、徴収上有利と認められる場合は、有価証券による納付委託をすることが出来ます。(通則法55①)

「国税の徴収上有利」とは、6月程度の短期間に完納できると認められる場合、かつ、次に該当する場合です。

イ 納付委託を受けた有価証券の取立てまでに新たな滞納発生が生じない
ロ 差押え及び換価等の処分よりも短期間に完納できる

なお、換価の猶予など法的猶予の場合においても、納付の手段として納付委託をすることが出来ます。この場合、完納までの法的猶予の期間が6月程度を超えるものであっても、分割納付計画の履行手段として、猶予期間の有価証券の納付委託は認められます。

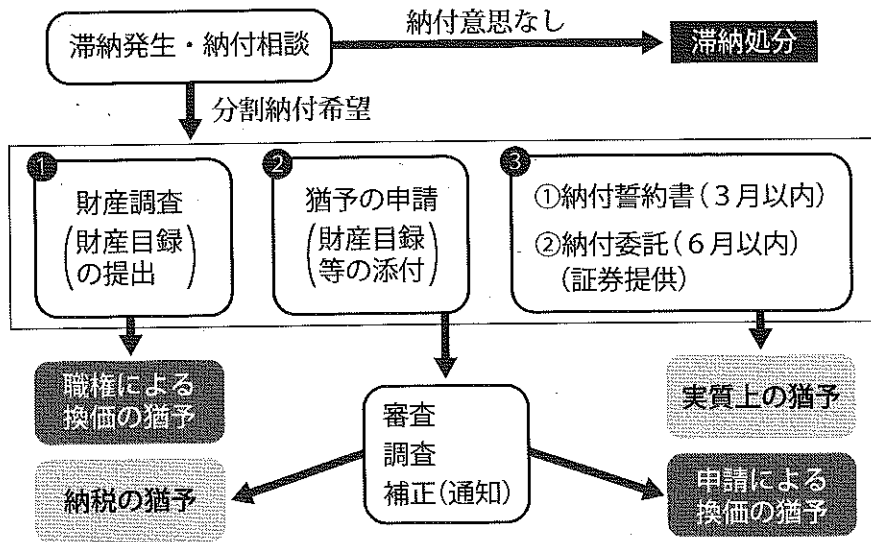
適切な対応を行うことを基本姿勢としています。

納付意思が認められない場合は即刻、財産調査・差押等の滞納処分を執行しますが、猶予相当と認められた場合には、まず納税の猶予や換価の猶予など法的な猶予を検討します。また実情に応じて納付誓約や納付委託による分割納付も検討します。換価の猶予のような法的猶予の場合、猶予期間中の延滞税の一部が免除となりますが、納付誓約や納付委託の場合は延滞税の免除を受けることができません。

1 申請による換価の猶予

納付すべき国税を一時に納付することにより事業の継続又は生活の維持を困難

納付相談から猶予までの流れ



足の
た。シ
な風景
るが、
和
「あ
男が
「あ
ばれ、
ンシス
性愛者
群の背
ベイヤ